

オカヤ駅から未来プロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市都市計画マスタープランに基づき、市民、専門家、関係機関等が一堂に会して、岡谷駅周辺都市再生整備計画をはじめとする岡谷駅周辺のまちづくりを包括的に推進していくため、オカヤ駅から未来プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定並びに進捗状況、達成度等の評価及び検証に関すること。
- (2) 岡谷駅周辺のまちづくりに対する提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(構成員)

第3条 プロジェクトは、委員をもって組織する。

- 2 委員は、専門知識を有する者、産業団体を代表する者、公共交通機関事業者を代表する者、公募による者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その職にあるため委員になった者の任期は、その在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 プロジェクトに会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、プロジェクトの会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(プロジェクトの開催等)

第6条 プロジェクトは、市が必要に応じて開催する。

- 2 プロジェクトは、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を委員へ送付し、意見を聴き、プロジェクトの会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトの庶務は、建設水道部まちづくり整備課が行う。

(会議の公開)

第8条 プロジェクトは、公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長がプロジェクトに諮り、会議を非公開とすることを決定した場合については、公開しないことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、プロジェクトとしての役割を終えた日にその効力を失う。

(委員の任期の特例)

- 3 令和7年度中に委嘱を受ける委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。